

第198回 三重県都市計画審議会

議事録

令和5年1月10日

第 198 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 5 年 1 月 10 日 (火)
2. 開会時間 午後 2 時 00 分
3. 閉会時間 午後 2 時 45 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案

第 1 8 3 1 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

6. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|---------|--------|--------------|-----|--------|
| 1 番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 3 番委員 | 松本 幸正 | 名城大学教授 | | |
| 4 番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | | |
| 5 番委員 | 野呂 政夫 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6 番委員 | 廣田 貴美子 | 津商工会議所 | | |
| 8 番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | | |
| 9 番委員 | 斎藤 誉 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 和藤 康) |
| 1 0 番委員 | 稲田 雅裕 | 中部地方整備局長 | (代理 | 兼定 弘明) |
| 1 1 番委員 | 小林 勝利 | 東海農政局長 | (代理 | 中谷 勝巳) |
| 1 3 番委員 | 大石 英一郎 | 中部運輸局長 | (代理 | 加藤 正光) |
| 1 4 番委員 | 佐野 朋毅 | 三重県警察本部長 | (代理 | 野田 正隆) |
| 1 5 番委員 | 加藤 千速 | 三重県市長会副会長 | | |
| 1 6 番委員 | 辻村 修一 | 三重県町村会副会長 | | |
| 1 7 番委員 | 中瀬古 初美 | 三重県議会議員 | | |
| 1 8 番委員 | 田中 祐治 | 三重県議会議員 | | |
| 1 9 番委員 | 野口 正 | 三重県議会議員 | | |
| 2 0 番委員 | 濱井 初男 | 三重県議会議員 | | |
| 2 1 番委員 | 長田 隆尚 | 三重県議会議員 | | |
| 2 2 番委員 | 今井 智広 | 三重県議会議員 | | |
| 2 3 番委員 | 小野 欽市 | 三重県市議会議長会会長 | | |
| 2 4 番委員 | 寺本 清春 | 三重県町村議会議長会会長 | | |

第198回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 古澤次長

出席予定の委員の皆様もお揃いになりましたので、ただいまから第198回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の古澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 古澤次長

開会にあたりまして、県土整備部理事の佐竹からご挨拶申し上げます。急遽所用により欠席のため、住まい政策担当次長の杉野からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○県土整備部 住まい政策担当 杉野次長

ただいまご紹介いただきました、三重県県土整備部住まい政策担当次長の杉野でございます。第198回三重県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

本日は、年始の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、昨年は、三重県行政、とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。本年も引き続きよろしくお願いいたします。

現在、新型コロナウイルスの感染の第8波が全国に拡大しており、当審議会につきましても、オンライン併用をしつつ、会場でも十分な感染防止対策を徹底しながら開催させていただきました。

さて近年では、亀山駅周辺の整備、松阪市工業団地の地区計画の決定、桑名駅周辺の整備などをはじめ、県内各地で都市計画マスタープランに沿ったまちづくりが進められており、三重県としましても、市町と連携しながら、持続可能な安全で快適なまちづくりを推進していく所存でございます。

本日ご審議いただきます議案は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案の1議案となっております。

議案内容につきましては、後ほど事務局松阪市の方から説明いたしますので、委員の皆様には、専門的なお立場や、日頃のご活動でお気づきの点など、様々な

視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 古澤次長

ありがとうございました。

本日の審議会では、ご審議いただきます議案が1件ございます。まず、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料としまして、「事項書」と「三重県都市計画審議会委員幹事名簿」1枚、水色の表紙がついたA4サイズの「議案書」1冊、これらは事前に配布させていただいておりますが、もしお忘れでしたら、お知らせください。次に「第197回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」1枚、本日スクリーンで説明いたします画面等をコピーした「参考資料」を1冊、「第199回三重県都市計画審議会予定議案概要」1枚、「三重県都市計画審議会条例と三重県都市計画審議会運営要綱のホチキス止め」1部となっております。

これらはリモート参加の方へは一式事前に配布させていただいており、本日もご臨席の皆様へは、以前配布のものと、本日お席に配布のものがございますが、不足がございましたら、お教えいただければと思います。よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、リモートでのご参加が可能であることをお伝えしたところ、5名の方にリモートでご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 古澤次長

さて、当審議会会長の松本様には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、議長を務めていただくこととなります。

議長席の方へ移動をお願いします。これから先の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

※ 松本会長、議長席に移動

＜議事録署名者の指名＞

○議長：松本会長

はい、それではここから私の方で進行を務めさせていただきたいと思います。どうぞ皆様方ご協力よろしくお願いいいたします。

初めに、本審議会の議事録署名者2名を三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定によりまして、議長から指名させていただきます。

本日は第8番委員の増田委員、それから第15番委員の加藤委員のお二人に、議事録署名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

＜出席者数報告＞

○議長：松本会長

続きまして本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

県土整備部都市政策課副課長の吉岡と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは事務局から出席者数について報告をさせていただきます。委員総数24名のうち、リモート参加の方、及び委任状の提出がありました5名の代理出席を含めまして、21名の委員のご出席をいただいております。

以上でございます。

○議長：松本会長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました通り、出席委員が委員総数2分の1以上ですので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により本審議会は成立といたします。

＜会議の公開・非公開＞

○議長：松本会長

議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただく議案については「非公開とできる場合」に該当しないため、公開としたいと存じますがいかがでしょうか。

※異議なし

○議長：松本会長

ご異議なしということですので公開することと決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：松本会長

それでは本日の傍聴につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

本日、一般傍聴者の方、報道機関の方ともに0名となっております。

○議長：松本会長

はい、それでは傍聴者はいないということですが、審議会自体は公開ということでこのまま審議に入りたいと思います。

4 第197回都市計画審議会に関する報告

○議長：松本会長

議案の審議に先立ちまして前回の第197回都市計画審議会に関する報告がございます。では事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

事務局から前回の手続き状況について説明いたします。

資料の「第197回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」をご覧ください。令和4年8月2日に開催いたしました第197回三重県都市計画審議会ですが、1件ご審議いただきました。第1830号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、鈴鹿市内における産業廃棄物処理施設を追加することに伴い、敷地の位置が都市計画上支障がないことをご確認いただきましたが、本件につきましては、令和4年8月16日に許可されております。

以上でございます。

○議長：松本会長

ありがとうございました。皆様方にご審議いただいた結果、8月16日に許可を出しているということですが、この件に関して何かご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

※意見・質問なし

5 議事

(1) 第 1831 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長：松本会長

それでは議事議案の審議に入りたいと思います。本日も審議いただきます議案は、松阪市長から付議がありました 1 議案でございます。

それでは第 1831 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について松阪市より説明をお願いいたします。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

松阪市建築開発課長の水越と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは第 1831 号議案についてご説明をさせていただきます。スクリーンの方をお願いいたします。

本日も審議いただきます、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてですが、建築基準法第 51 条のただし書きの規定に基づき、産業廃棄物処理施設について許可申請が提出されたことから、特定行政庁である松阪市が許可をするに当たり、当審議会においてご審議をいただくものです。

それでは、議案の内容についてご説明させていただきます。

①概要

まず初めに申請敷地の概要でございます。今回の申請は廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎を行う産業廃棄物処理施設を新たに設置するものでございます。申請者は株式会社ミヤテック、敷地の位置は松阪市大町字沖ス 660 外 18 筆でございます。

許可対象施設といたしましては、破碎機 2 台となっております。処理能力は、廃プラスチック類で 1 日当たり 50 トン、木くずで 78 トンと 168.28 トンで、合計 246.28 トン。がれき類で 150 トンとなっております。

廃プラスチック類の 1 日当たりの破碎処理能力が 6 トンを超え、木くず及びがれき類の破碎処理能力が 100 トンを超えていることから、建築基準法第 51 条ただし書きの許可を必要とするものとなっております。

①上位関連計画及び周辺建物状況等における土地利用上の妥当性

こちらは位置図でございます。赤色で示してあるところが申請敷地となっております。申請敷地は、松阪都市計画区域のうち市街化区域に位置しており、用途地域は工業専用地域でございます。

申請敷地は、三重県都市マスタープラン及び松阪市都市計画マスタープランにおいて、工業機能の増進拡充を図る工業地と位置付けられております。

申請敷地周辺の状況といたしましては、松阪港の後背地に形成された工業地に位置しておりまして、製造工場や、物流センター等が立ち並んでおります。

周辺の住宅の立地状況につきましては、一番近い住宅地が南側に 130 メートルのところのところに位置しており、その他、教育施設といたしましては、西側約 1,400 メートルのところのところに松阪市立港小学校がございます。

以上のことから、申請敷地は工業専用地域内にあり、すでに工業系の土地利用が図られていること、また、住宅地や教育施設から、距離も有していることから、周辺建物への影響がなく、土地利用上妥当であると判断いたしております。

②施設計画の妥当性

次に施設計画についてご説明させていただきます。

今回の申請は、すでに設置されている汚泥の造粒固化施設の敷地を拡張して、新たに産業廃棄物処理施設を設置するものです。緑色がすでに設置されている汚泥造粒固化施設で、赤色が今回の申請で設置される産業廃棄物処理施設となっております。

今回の計画では、「廃プラスチック類、木くず、がれき類の混合廃棄物」の破碎機と選別機、「木くず」の破碎機と選別機を、新築する建屋の中に設置するものでございます。

それでは、それぞれの廃棄物の処理の流れについてご説明させていただきます。

こちらは混合廃棄物の破碎選別処理の流れを示しております。受け入れた混合廃棄物は、まず破碎機により破碎処理されます。その後、機械式選別機によりまして軽量物、重量物、細粒物に選別されます。

選別された軽量物は、光学選別機によりリサイクル不適物を除去し、燃料や原料としてリサイクルされます。除去されたリサイクル不適物は敷地外に搬出され、最終処分場で埋め立て処分されます。選別された細粒物は、リサイクルできないため、同じく場外搬出され、最終処分場にて埋め立て処分されます。選別された重量物は、磁力式選別機により、金属くずを除去し、その後手作業により、リサイクルできるものとできないものに選別されます。金属くずは有価物のため売却をいたします。選別したリサイクルできるものは、路盤材や燃料、原料として再利用されます。リサイクル不適物は場外に搬出して、最終処分場にて埋め立て処分いたします。

次に、木くずの破碎処理についてご説明させていただきます。受け入れた木くずは、まず破碎機により破碎処理されます。その後、ふるい機により、サイズを調整し、磁力選別機により金属くずを除去し、チップ燃料やボード原料としてリサイクルいたします。金属くずは先ほどと同じように有価物として売却いたし

ます。

以上のことから、施設計画につきましては、受け入れる廃棄物の処分、処理に必要な施設を有しており、計画は妥当であると判断いたしております。

③事業計画の妥当性

次に事業計画についてご説明させていただきます。

操業時間につきましては、月曜日から土曜日までの週6日間の操業となっております。8時から19時までの10時間操業といたしております。操業体制につきましては、破碎選別施設では、常時作業員8名での交替勤務を予定しており、廃棄物投入時の展開検査、粗選別作業、廃棄物の投入作業、コンベア上の廃棄物のピックアップ作業、処理後の廃棄物の搬出作業が主な作業となっております。

木くずの破碎施設では、常時作業員2名での交替制の勤務を予定しており、廃棄物の投入作業、処理後の廃棄物の搬出作業が主な作業となっております。

安全対策につきましては、当該施設が破碎機など、巻き込みの危険性がある機械により構成されていることから、敷地内への一般の方の出入りを原則禁止としております。また、作業員に対して、事故を防ぐための教育や訓練を定期的に行う計画としております。

以上のことから、操業時間、操業体制につきまして問題はなく、安全対策も図られているため、事業計画は妥当であると判断いたしております。

④周辺環境に関する影響の妥当性

それでは次に、周辺環境に関する影響についてご説明させていただきます。

騒音、振動につきましては、今回の申請敷地は工業専用地域に位置しているため、「三重県生活環境の保全に関する条例」による騒音レベルの規制はございませんが、一番近い住宅地における騒音レベルの予測値は45デシベル、振動レベルの予測値は30デシベルとなっております。

住宅地が位置する第1種住居地域における基準値では、騒音レベルが55デシベル、振動レベルが60デシベルとなっており、予測値はこれらを下回る結果となっております。

取り扱う廃棄物は悪臭があるものは取り扱わないものとしております。

また破碎選別機と、木くずの破碎施設は、建屋内に設置するとともに、集じん機を設置することで、屋外への粉じんの飛散を防止しております。

水を使う処理はないので、汚水の排水はございません。

雨水排水は、油水分離槽を経由して排水し、生活排水は合併処理浄化槽を経由して排水します。

以上のことから周辺環境に与える影響は少ないと判断いたしております。

⑤搬入・搬出路の妥当性

それでは次に、搬入・搬出についてご説明させていただきます。

申請敷地は国道 23 号から約 900 メートルの距離にあり、輸送の利便性が高い地域に位置しております。国道 23 号から県道松阪港線に曲がるルートが一番近いルートとなっておりますが、沿道に住宅が立ち並んでいるため、住宅地を避けるルートで今回計画をしております。

搬入は、国道 23 号から市道松阪駅松阪港線、松阪港内道路、県道松阪港線を經由して行われ、その逆が搬出ルートとなっております。

搬入・搬出は、6 時から 20 時までとしており、搬入・搬出車両は 2 トンから 10 トントラックで 1 日当たり 60 台を予定しております。

搬入・搬出路の沿道はほとんどが工場として活用されており、歩行者の通行はほとんどない状況にあります。

また、計量待ちの搬入車両が道路上で停滞しないよう搬入は予約制とするとともに、搬入時間が重ならないよう調整し、交通負荷の低減を図る計画としています。

以上のことから、搬入・搬出は妥当であると判断いたしております。

⑥関係機関との協議における妥当性

次に、関係機関との協議状況についてご説明させていただきます。

環境部局との協議につきまして、建築基準法 51 条ただし書きの規定の許可手続きと並行して、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可手続きが進められておりましたが、令和 4 年 12 月 28 日付で許可されております。

農政部局と開発許可部局との協議につきましては、申請敷地がすでに建築物の敷地として利用されていること、雑種地であることから、許可手続きは不要となっております。

消防部局との協議につきましては、許可手続きは不要ですが、指定可燃物の届け出が必要となっております。

⑦地元との協議における妥当性

最後に、地元との協議についてご説明させていただきます。

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」において、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請を行おうとする場合は、関係住民との合意形成が必要とされておりますが、「その設置等により、生活環境の保全上支障が生じる恐れがないと認められる産業廃棄物の処理施設として認定されたもの」につきましては、関係住民との合意形成が不要となります。

生活環境の保全上支障が生じる恐れがない処理施設に該当するかどうかの判

断といたしましては、処理施設が工業専用地域に設置され、かつ地域への環境影響を勘案して、支障がない場合とされております。

施行規則において、破砕施設の設置により生活環境に影響が生じる恐れがある関係地域は、敷地境界から 100 メートルの範囲と定められております。今回の処理施設につきましては、工業専用地域に位置し、敷地境界から 100 メートルの範囲がすべて工業専用地域であるため住宅はございません。また、一番近い住宅地においても問題のない騒音振動レベルとなっており、粉じんにつきましても、破砕施設をすべて建屋内に設置し、あわせて集塵機を設置することで、屋外への粉じんの飛散を防止する計画となっております。

これらのことから当施設は、三重県より、「その施設設置等により、生活環境の保全上支障が生じる恐れがないと認められる産業廃棄物の処理施設」として認定を受けており、関係住民との合意形成が不要となっております。

なお、合意形成は不要となっておりますが、事業を円滑に進めるため、今後、申請敷地を管轄する自治会に対して、事業計画の説明を行う予定としております。

各項目について説明させていただいた理由から、当該施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと判断いたしております。

以上で第 1831 号議案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長：松本会長

ありがとうございました。

それではただいまの議案のご説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

リモートの方は挙手ボタン等押してもらるか、ミュートを解除してご発言ください。

いかがでしょうか。

○23 番委員：小野委員

23 番委員でございますが、先ほどの説明の中で少し参考までにお教をいただきたいんですが。

議案書 1831-2 ページの「施設計画の妥当性」の上から 6 行目、「軽量物は、リサイクル不適物を除去した上で、燃料や原料を製造する。」それから、同じく下から 3 行目、「木くずの破砕施設ではチップ燃料やボード原料を製造する。」という 2 点を読みますと、これは熱をかける、或いは燃焼させる等、加工しなが

らこういうものを作るというような表記かと思いますが、その中身についてはいかがでしょうか。

○議長：松本会長

では事務局いかがでしょうか。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

議案書2ページ目の軽量物のところと木くずのところですが、今回の設置施設は破砕機になります。受け入れた産業廃棄物を粉々にしたうえで、燃料や原料として再利用できるものに選別し、これらを使用する施設に搬出する施設となっております。

具体的なものとしましては、混合廃棄物の中でも、破砕して木くずになるようなものは燃料に使うことができますので、燃料施設へ搬出するという考えで計画をしているところです。以上でございます。

○議長：松本会長

小野委員いかがでしょうか。

○23番委員：小野委員

議案書に書かれている「チップ燃料、ボード原料を製造する」というのは、今の説明とは少し違うところだと思います。熱加工をするか、圧力をかける等、製造工程が違うと思いますがその点いかがですか。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

木くずの方ですが、搬入された木くずを破砕して粉々にし、それをチップ燃料として使う施設へ搬出する、または、ボード原料としてボードを製造する工場へ搬出する、というのがこの施設ですので、この施設の中で熱を加えたり圧力をかける等の製造工程がある施設ではございません。

あくまで中間処理ということで、そういった燃料や原料を作り、それを搬出するという形になっております。

○23番委員：小野委員

私が指摘をさせていただいたように、この文言では少し表現が不足しているように思います。これだと完全に、この建屋の中で熱加工するなり圧力をかけるなりして、製品を作るとしか読めません。

行政はそのような説明をしていますが、この部分は訂正してもらった方が良

と思います。後々これが公開された際、このような内容でいいのかと指摘を受ける可能性がないですか。

ぜひこの点については訂正するようにお願いしたいと思います。

○議長：松本会長

いかがでしょうか。「製造する」という言葉のとらえ方だと思いますが。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

製造するという表現が、この施設の中で製造するような表現になっているというご指摘かと思います。

この辺りの文面の修正を検討したいと思います。

○議長：松本会長

その前に、まず、事実としては、熱処理したり、そういうことはやらないということによろしいですか。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

はい。

○議長：松本会長

一方で、木材の圧縮等々はありえますね。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

ありません。

○議長：松本会長

圧縮もないんですか。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

破砕だけでございます。

○議長：松本会長

なるほど。破砕だけだと。従って、チップ燃料といっても、チップを圧縮したようなものではなくて単に本当に破砕しただけのもの、ということですね。

それからボード原料。これはもう原料ですので、ここは何の加工もせずに単に破砕したもの、ということですね。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

はい。

○議長：松本会長

だから基本的には破砕して分別したもの、ただそれだけなんです、それを製造という言葉を使って表現してるということですね。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

はい。

○議長：松本会長

この辺、どうでしょう。事務局いかがですか。

もし修正するなら、今この場で修正していただいて、委員の皆さんにはその修正を前提に、ご承認いただくということになるかと思いますが。

確かに製造と言われると、もう少し大掛かりなイメージがありますね。

あるいは、このリサイクル業界ではこういう表現が一般的で、例えば法文等でも使われているということでしょうか。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

特にそういった規定はございません。

ですので、製造という言葉削除させていただき、上から6行目の軽量物のところは、「光学選別機によりリサイクル不適物を除去し、燃料や原料とする。」とし、下の3行目のところは、「金属を除去後、チップ燃料やボード原料とし、リサイクルを行う。」とさせていただきたいと思います。

○議長：松本会長

6行目の部分は「チップ燃料やボード原料とし」ですね。それから3行目の部分は、「燃料や原料とする」ですね。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

はい。

○議長：松本会長

事務局いかがでしょうか。今この場でこういう修正は可能ですか。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

はい。可能です。

○議長：松本会長

今の松阪市からのご提案について、そのような表現でよいですか。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

はい。ただ今松阪市からご提案いただいた内容で今回の審議を行っていただければと思います。

○議長：松本会長

皆様方いかがでしょうか。

※異議なし

では皆さんからご異議ないようですので、議案書 1831-2 ページの②の6行目について、次のように修正をお願いします。

軽量物は光学選別機によりリサイクル不適物を除去し、燃料や原料とする。

また、同じく下から3行目については、

磁力選別機により金属を除去後、チップ燃料やボード原料とし、リサイクルを行う。

以上の修正を前提とさせていただきます。

○議長：松本会長

その他、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

※意見・質問のない様子

では、私から3点だけ確認させてください。

まず1点目です。敷地としては工業専用地域ということで、全く問題ないかと思えます。先ほどのご説明では現状は汚泥造粒固化施設として運用されている、

ということですが、現状の運用において何らかの問題点が発生していないかどうかをご説明ください。

2点目は、搬入・搬出についてですが、先ほどの説明で1日60台の搬入出ということでした。10時間の営業ですので、時間当たりでいうと6台入ってきます。そうすると、一度に何台搬入・搬出できるのか分かりませんが、平均すると約10分ずつの処理時間になってしまうと思います。先ほどの説明では予約制だということですが、時間当たり6台の処理ができるということで問題がないかご説明ください。

3点目です。先ほど一番近い民家への影響について、影響はないということをご説明いただきました。それは一つの安心材料ですが、一方で今回の敷地は河川敷からすぐそばにあるように感じます。私は地の利が無いため分かりませんが、保護すべき生物、特に鳥などが、破碎音で驚いてしまうような心配は無いでしょうか。

これらの3点についてお願いします。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

まず1点目ですが、今回のミヤテックは汚泥の造粒固化施設をすでに営業しておりまして、これまで操業している中で、周辺からの苦情等は受けていないと聞いております。

今のところ、問題なく操業しているものと考えております。

2点目の搬入車両の計画につきましては、先ほどおっしゃられた通り10分間隔というかなり短い間隔にはなっておりますが、施設の計画の中で車両が道路に滞留しないよう、建屋の前、敷地の中に車両を止められるスペースもございます。

また、破碎した廃棄物は全て建屋内に置き、建屋前のスペースは搬入車両、搬出車両の駐車スペースとしても使うことができますので、1日当たり最大60台と聞いておりますが、対応できると考えております。

3点目の、施設前の河川の自然環境につきましては、すみませんが今、手元に資料が無いため、お答えすることができませんが、そういった環境のレッドゾーン等には指定されていないと考えております。

以上でございます。

○議長：松本会長

ありがとうございました。法制度上はそういったところまでの配慮は必ずしもしないといけないわけではないと思っております。ただ、もしこういった豊かな自然があるようであれば、そこに関して何らかの配慮があってもいいなとい

う考えで、聞かせていただきました。

3点目については大丈夫そうであると。それから2点目について、敷地内で処理が可能で、施設が面する道路上で滞留が起きるようなことはないということですね。

どうもありがとうございました。

○議長：松本会長

そのほか皆様方いかがでしょうか。

※加藤委員の挙手

はい、では加藤委員お願いいたします。

○15番委員：加藤委員

主立った内容ではありませんが、都市計画審議会議案の中の1831-3ページのところで、搬入・搬出路の妥当性ということで、5行目に、「搬入・搬出車両について、搬入・『排出』車両ともに…」と書かれていますが、これは「搬出」の間違いではないでしょうか。「排出」でよいのでしょうか。

○議長：松本会長

ありがとうございます。

間違いだと思います。これは「搬出」でよろしいですね。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

申し訳ございません。

○議長：松本会長

誤字でございます。加藤委員ありがとうございました。

○15番委員：加藤委員

もう1点ですが、1831-2③の事業計画の妥当性のところで、8時から19時までの1日10時間操業ということについては、このうち1時間休憩する、つまり機械を止めるということでもいいのでしょうか。

○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長

はい。そのとおり、1時間休憩をとるということでございます

○15 番委員：加藤委員

その点だけ確認させていただきました。

○議長：松本会長

1831-3 の⑤、搬入・搬出路の妥当性の 5 行目です。搬入・搬出車両について「搬入・排出車両」と書かれておりますが、これを「搬入・搬出車両」に修正をお願いいたします。

ご指摘いただきありがとうございます。

○議長：松本会長

その他いかがでしょうか。

ウェブ参加の方々もよろしかったでしょうか。

※意見・質問なし

どうもありがとうございました。

ということで、特にご異論ということはなかったようでございます。

ただし、先ほど言いました 3 点の修正は行っていただくということで、修正を前提として原案といたしますが、この原案が適切であると判断することにご異議ございませんでしょうか。ウェブ参加の方々は、異議なしの紙を挙げていただけるとありがたいです。

※異議なし

どうもありがとうございました。それでは、修正をするとしまして、ご異議ございませんでしたので、第 1831 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきましては、原案が適切であると判断いたします。

松阪市長には、修正した原案に基づき答申いたしたいと思っております。

○議長：松本会長

それでは次回審議会につきまして、事務局から報告をお願いします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

それでは資料、第 199 回三重県都市計画審議会予定案件概要をご覧ください。

次回の審議会では 1 件、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご審議い

ただく予定となっております。

審議内容といたしましては、造成及び木造家屋の解体等から発生する木くずを破砕処理し、チップ材として生産することを目的とした産業廃棄物処理施設を設置することに伴い、その敷地の位置が都市計画上支障ないことを確認していただきます。

よろしく願いいたします。

○議長：松本会長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

※意見・質問なし

よろしいですね。

では皆様方、次回もご予約いただければと思います。

○議長：松本会長

以上で予定の議題は全て終了ですが、全体を通して皆様方から何かございましたらお願いします。

※意見・質問なし

よろしいですね。

○議長：松本会長

これで私の進行を終了とさせていただきます。皆様方のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○司会：都市政策担当 古澤次長

松本議長様、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。リモート参加の皆様もありがとうございました。

これをもちまして、第198回都市計画審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

(終)